新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領

令和８年１０月２２日決裁

新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領（令和５年３月３１日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、新ひだか町が発注する工事において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）で定める監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の配置及び新ひだか町建設工事請負標準契約約款（以下「標準契約約款」という。）に規定する現場代理人の常駐に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（監理技術者等の配置）

第２条　受注者は、受注した工事の請負金額又は下請金額に応じて、建設業法第２６条の規定のほか、監理技術者制度運用マニュアル（平成１６年３月１日国総建第３１５号、以下「運用マニュアル」という。）に基づき、適正な監理技術者等を配置しなければならない。

２　監理技術者等の工事現場ごとにおける専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することをいう。

３　監理技術者等の配置期間は、当該工事の着手日から工事完成後、検査が終了し発注者が工事の完成を確認した旨を受注者に通知した日（完成検査確認通知書等における日付）までとする。

４　配置する監理技術者等は、工事を請け負った建設業者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係が３か月以上ある者でなければならない。

５　前項の場合において、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、契約書又は登記簿の謄本等によりその証明が可能な場合に限り、変更前の所属建設業者との雇用期間を加算することができる。

（共同企業体における監理技術者等の配置）

第３条　共同企業体における監理技術者等の配置については、新ひだか町共同企業体取扱要綱（令和３年３月２４日要綱第８号）に定めるもののほか、監理技術者の配置については、次に掲げるところによるものとする。

（１）特定建設工事共同企業体

ア　甲型共同企業体（共同施工方式）は、当該工事が建設業法第２６条第２項の規定により監理技術者の配置を要するとき又は事前に見込まれるときは、特定建設業者たる構成員の１社以上が監理技術者を配置しなければならない。この場合において、原則として特定建設業者たる代表者が監理技術者を配置しなければならない。

イ　乙型共同企業体（分担施工方式）については、それぞれ分担する工区において当該工事が建設業法第２６条第２項の規定により監理技術者の配置を要するとき又は事前に見込まれるときは、それぞれの構成員が、分担施工に係る工程期間において監理技術者を配置しなければならない。

（２）経常建設共同企業体

ア　甲型共同企業体（共同施工方式）については、経常建設共同企業体の結成目的である継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することに資するよう工事の規模、

内容、出資比率等を勘案し、各構成員の技術力が最大限に発揮できるよう自主的に監理技術者の配置を決定するものとする。この場合において、監理技術者を配置しようとするときは、特定建設業者たる構成員が監理技術者を配置しなければならない。

イ　乙型共同企業体（分担施工方式）については、前号イの規定を準用する。

（監理技術者等の専任を要しない期間）

第４条　建設業法第２６条第３項に規定する工事現場ごとに監理技術者等の専任配置が必要な工事において、次の各号のいずれかに該当する期間については、工事現場における専任を要しないものとする。この場合において、発注者と受注者との間で、専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確にされていなければならない。

（１）請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（２）標準契約約款の規定により、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

（３）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤その他の電機品等の工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われている期間

（４）発注者の都合により検査が遅延した場合において、工事完成後から検査日までの期間

（５）次条の規定により主任技術者又は監理技術者を兼任する期間

（専任配置の主任技術者又は監理技術者の兼任）

第５条　受注者は、建設業法第２６条第３項に規定する工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要な工事において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合は、主任技術者又は監理技術者を兼任させることができる。

（１）専任特例１号　次に掲げる全ての要件を満たすとき。

ア　各建設工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

イ　工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。）がおおむね２時間以内であること。

ウ　当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

エ　主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を各工事に配置していること。この場合において、同一の者が複数の工事の連絡員を兼ねることができるものとし、連絡員の工事現場への専任又は常駐を要しない。

オ　当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合における連絡員は、同一業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有する者であること。

カ　各工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの）により確認するための措置を講じていること。

キ　次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、建設業法第４０条の３に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

（ア）　当該建設業者の名称及び所在地

（イ）　主任技術者又は監理技術者の氏名

（ウ）　主任技術者又は監理技術者の１日当たりの時間外労働（労働基準法第３２条第２項に規定する労働時間を超えるものをいう。）の見込み及び労働時間の実績

（エ） 各建設工事に係る次の事項

a 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

b 当該建設工事の内容（建設工事の種類）

c 当該建設工事の請負金額

d 工事現場間の移動時間

e 下請次数

f 連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載すること。）

g 施工体制を把握するための情報通信技術

h 現場状況を把握するための情報通信機器

ク 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 兼任する工事の数が２件以内であること。

（２）専任特例２号 次に掲げる全ての要件を満たすとき。ただし、この規定は、専任の主任技術者には適用しない。

ア 次に掲げるいずれかの者を監理技術者補佐として工事現場ごとに専任で配置できること。

（ア） 当該建設工事の種類に係る主任技術者のうち、１級の技術検定の第１次検定に合格した者

（イ） 当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者

イ 兼任する工事の数が２件以内であること。

ウ 兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。

エ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常時連絡可能な体制にあること。

オ 監理技術者補佐が担う業務等を明らかにしていること。

（３）密接な関連のある２件以上の工事を兼任する場合 次に掲げる全ての要件を満たすとき。ただし、この規定は専任の監理技術者には適用しない。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０キロメートル程度の近接した場所であること。

イ 兼任する工事が、原則として２件程度であること。

（４）工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合 次に掲げる全ての要件を満たすとき。

ア 兼任する工事が、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。

イ 兼任する工事の対象が、同一の建築物又は連続する工作物であること。

ウ 兼任する工事の全ての発注者から、同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること。

（５）甲型経常建設共同企業体の場合 次に掲げる全ての要件を満たすとき。

ア 甲型経常建設共同企業体が施工する各建設工事の請負金額が、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額の３倍未満であること。

イ 他の構成員のいずれかが主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

２ 受注者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは主任技術者又は監理技術者を兼任させることができない。ただし、同項第４号の規定により主任技術者又は監理技術者を兼

任させる場合は、この限りでない。

（１）前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがあるとき。

（２）兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

（３）兼任する工事が、新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が施工する工事であるとき。ただし、前項第５号に該当するときは、この限りでない。

（４）兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていないとき。

（５）発注者が、工事内容等により兼任を認めることが適当でないと判断したとき。

（営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者の兼任）

第６条　受注者は、建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者又は同法第１５条第２号に規定する特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置することはできない。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合は、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者と兼任させることができる。

（１）主任技術者又は監理技術者の専任配置を要する建設工事の場合　次に掲げる全ての要件を満たすとき。

ア　営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ　兼任する建設工事の数が１件以内であること。

ウ　第５条第１項第１号アからクまでの要件を満たしていること。この場合において、同号イ中「工事現場」とあるのは「営業所と工事現場」と、同号キ（イ）中「主任技術者又は監理技術者の氏名」とあるのは「主任技術者又は監理技術者の氏名及び所属する営業所の名称」と、同号キ（エ）a 中「当該建設工事の名称及び工事現場の所在地」とあるのは「当該建設工事の名称及び工事現場の所在地並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称」と、読み替えるものとする。

（２）営業所と工事現場が近接し、かつ、主任技術者又は監理技術者の専任配置を要しない建設工事の場合　次に掲げる全ての要件を満たすとき。

ア　営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ　主任技術者又は監理技術者の職務に従事しながら実質的に営業所技術者等の職務にも従事することが可能な程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ　当該営業所との間で常時連絡可能な体制にあること。

（３）前号に掲げるもののほか、主任技術者又は監理技術者の専任配置を要しない建設工事において、第１号に掲げる要件を全て満たすとき。

２　前項の規定により営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置する場合は、第５条第１項第１号に掲げる専任特例１号又は同項第２号に掲げる専任特例２号による兼任を併用することはできない。

３　第１項の場合において、当該営業所技術者等が現場代理人も兼任するときは、第１１条第１項の規定によるものとする。

（現場代理人の配置）

第７条　受注者は、現場代理人が請負契約の履行に関して工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負金額の変更、請求及び受領並びに契約の解除等の重要事項を除き、契約に基づく受注者

の一切の任務を代行する者であることを鑑み、より適正な施工体制の確保を図るため、当該職務を遂行できる直接的な雇用関係を有する者の配置に努めなければならない。

2　現場代理人の直接的な雇用関係の取扱いは、運用マニュアルの例によるものとする。

3　常駐とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、現場施工の稼働中は、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に工事現場に滞在していることをいう。

4　一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に滞在していることを原則とする。

5　現場代理人の常駐期間は、当該工事の着手日から工事完成届を提出した日までとする。ただし、次条に定める乙型共同企業体においては、それぞれの工区の工程期間とする。

（共同企業体における現場代理人の配置）

第８条　共同企業体における現場代理人の配置については、次に掲げるところによる。

（１）特定建設工事共同企業体

ア　甲型共同企業体（共同施工方式）については、共同企業体の代表者は円滑な共同施工を確保するために中心的な役割を担うことから、原則として代表者が現場代理人を配置するものとする。

イ　乙型共同企業体（分担施工方式）については、それぞれ分担する工区において現場代理人を配置するものとする。

（２）経常建設共同企業体

ア　甲型共同企業体（共同施工方式）については、経常建設共同企業体の結成目的である継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することに資するよう工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の技術力が最大限に発揮できるよう自主的に決定するものとする。

イ　乙型共同企業体（分担施工方式）については、前号イの規定を準用する。

（現場代理人の常駐を要しない期間）

第９条　現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であって、次の各号のいずれかに該当する期間については、現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。この場合において、発注者と受注者との間で、常駐を要しない期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確にされていなければならない。

（１）第４条第１号から第３号までのいずれかに該当する期間

（２）次条の規定により別件工事の現場代理人を兼任する期間

（３）前各号に掲げるもののほか、発注者が特に認めた期間

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人は、技術研さんのための研修、講習若しくは試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由により工事現場を離れなければならないときは、代理の現場代理人を配置することにより、工事現場において作業等が行われている場合であっても、工事現場を短期間離れることができる。

3　受注者は、前項の規定により代理の現場代理人を配置するときは、当該職務を遂行できる直接的な雇用関係を有する者の配置に努めなければならない。

4　受注者は、第２項の規定により現場代理人が工事現場を離れる場合には、あらかじめ発注者に対し、現場代理人の短期間代理届（別記様式第１号）を提出しなければならない。ただし、工事現場を離れる期間が原則として１日以内である場合であって、発注者の口頭による承諾を得たときは、打合せ記録簿等の書面によりその内容を明確にすることをもって、当該届出に代えることができる。

５　第２項の短期間とは、原則として１週間以内とする。

６　現場代理人は、第２項の規定により工事現場を短期間離れる場合にあっても、他の工事との兼任が認められるものではなく、また、現場代理人の職務上の責任を免ずるものではないことに留意しなければならない。

（現場代理人の兼任）

第１０条　受注者は、次の各号のいずれにも該当する場合は、現場代理人を兼任させることができる。

（１）兼任する各工事の請負金額が、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額未満であること。

（２）兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。

（３）兼任する工事が、官公庁の発注する工事であること。

（４）兼任する工事の数が３件以内であること。

（５）別件工事において兼任する職務は、現場代理人又は主任技術者に限ること。

（６）第５条第２項各号のいずれにも該当しないこと。この場合において、同項第３号ただし書の規定は適用しない。

２　受注者は、第５条第１項第３号又は第４号の規定により同一の主任技術者又は監理技術者が兼任できる工事において、当該主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼ねる場合は、現場代理人も兼任させることができる。

３　受注者は、前各項の規定により現場代理人を兼任させる場合は、それぞれの工事に受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が工事現場を離れるときは、連絡員を工事現場に配置しなければならない。

４　受注者は、前各項に定めるもののほか、第４条第２号に掲げる期間に限り、現場代理人を兼任させることができる。この場合において、発注者と受注者との間で、兼任する期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面により明確にされていなければならない。

（営業所技術者等と現場代理人の兼任）

第１１条　受注者は、営業所技術者等を現場代理人として工事現場に配置することはできない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該工事を含め２件までに限り、現場代理人として配置することができる。

（１）兼任する各工事の請負金額が、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額未満であること。

（２）兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。

（３）兼任する工事が、官公庁の発注する工事であること。

（４）第５条第２項各号のいずれにも該当しないこと。この場合において、同項第３号ただし書の規定は適用しない。

（兼任における職務の適切な遂行等）

第１２条　受注者は、主任技術者、監理技術者、営業所技術者等又は現場代理人を兼任させる場合は、兼任する職務に応じ、次に掲げる業務をそれぞれ適切に遂行しなければならない。

（１）主任技術者又は監理技術者　施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者に対する技術上の指導監督を行う業務

（２）営業所技術者等　営業所に常勤し、請負契約の締結に当たり、工法の検討、注文者への技術的説明、見積りその他技術的な支援を行う業務

（３）現場代理人　工事現場に常駐し、その運営及び取締り並びに契約に基づく受注者の任務を代行する業務

（兼任の届出手続）

第１３条　受注者は、第５条の規定により監理技術者等を兼任させようとするときは、専任を要する主任技術者又は監理技術者兼任届（別記様式第２号）を、第１０条の規定により現場代理人を兼任させようとするときは、現場代理人兼任届（別記様式第３号）を、工事監督員を経由して町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による届出があったときは、兼任の適否を判断し、速やかに専任を要する主任技術者又は監理技術者兼任に関する回答書（別記様式第４号）又は現場代理人兼任に関する回答書（別記様式第５号）を交付するものとする。

（監理技術者等及び現場代理人の変更）

第１４条　受注者は、工事１件の請負金額が設計変更等による変更契約により増額され、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額以上となった場合には、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。ただし、第５条の規定により兼任が認められる場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事１件の下請金額の合計額が建設業法施行令第２条に規定する金額以上となった場合は、特定建設業の許可を有する建設業者が監理技術者を配置しなければならない。ただし、工事施工当初において、このような状況があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置しなければならない。

３　受注者は、第１０条第１項又は第１１条ただし書の規定により現場代理人の兼任を認められた工事において、工事１件の請負金額が設計変更等による変更契約により増額され、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額以上となった場合には、工事現場ごとに現場代理人を配置しなければならない。

４　前各項に定めるもののほか、契約締結時に届け出た監理技術者等又は現場代理人の途中交代については、原則として認めないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、発注者が契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（１）受注者の責めによらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合

（２）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤その他の電機品等の工場製作を含む工事において、工場製作から現地施工へ移行する場合

（３）一つの契約工期が多年に及ぶ場合

（４）監理技術者等又は現場代理人が、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職その他これらに準ずる事由により、職務の継続が困難となった場合

（５）前各号に掲げるもののほか、発注者が特に認める場合

５　監理技術者等又は現場代理人の配置の変更について前各項に定めるもののほか、運用マニュアル及び契約約款の定めるところにより取扱うものとする。

（変更の届出）

第１５条　受注者は、前条の規定により監理技術者等又は現場代理人の変更が必要となった場合は、監理技術者等・現場代理人変更届（別記様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による届出があったときは、変更の適否を判断し、速やかに監理技術者等・現場代理人の変更に関する回答書（別記様式第７号）を受注者に通知するものとする。

（兼任の取消し）

第１６条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人の兼任を取り消すことができる。

（１）受注者が主任技術者、監理技術者又は現場代理人を兼任することにより、工事現場の運営、施工、管理等に不都合が生じた場合

（２）受注者がこの要領又は関係法令等の規定に違反していると認められる場合

（３）受注者が虚偽の届出により承認を得たと認められる場合

（４）主任技術者又は監理技術者が特別の理由もなく、工事施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者に対する技術上の指導監督の職務を行っていない場合

（５）現場代理人が特別の理由もなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合

（６）前各号に掲げるもののほか、兼任を継続することが適当でないと町長が特に認める場合

２　町長は、前項の規定により主任技術者、監理技術者又は現場代理人の兼任を取り消すときは、取消しの理由を付して、主任技術者・監理技術者・現場代理人の兼任に関する取消通知書（別記様式第８号）により受注者に通知するとともに、監理技術者等・現場代理人変更届を提出させ、主任技術者、監理技術者又は現場代理人を変更させるものとする。

（その他）

第１７条　この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

２　この要領により難い特別の事由があるときは、町長は、関係法令及び契約約款の趣旨に反しない範囲において、必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、改正前の新ひだか町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領中これに相当する規定がある場合には、この要領の相当規定によってなされたものとみなす。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の適用日以前に公告等を行っている工事又は契約済みの工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行日以前に公告等を行った工事又は契約を締結した工事については、発注者と受注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。

別記様式第１号（第９条関係）

現場代理人の短期間代理届

年　　月　　日

新ひだか町長　　様

受注者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり現場代理人は、短期間に限り工事現場を離れなければならないことから、代理の現場代理人を配置することとしたいので、新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第９条第４項の規定により届出します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、監督員の指示に従うとともに、安全管理及び工程管理に万全を期します。

また、施工体制が不適当と判断された場合は、代理配置の解除の指示に従い、異議を申し立てません。

記

１　工事名

２　現場代理人等の氏名

工事現場を離れる現場代理人

主任技術者（監理技術者）

３　工事現場を離れる期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４　工事現場を離れる理由

５　代理の現場代理人の氏名

※　代理の現場代理人は、他の工事の専任を要する監理技術者等や現場代理人でない者であること。

※　工事現場を離れなければならない理由が、技術研さんのための研修、講習若しくは試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由であること。

※　期間は、必要最小限の日数とし、原則として１週間以内であること。

※　必要に応じて、代理の現場代理人の経歴書等を添付すること。

別記様式第２号（第１３条関係）

専任を要する主任技術者又は監理技術者兼任届

年　　月　　日

新ひだか町長　　様

受注者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり主任技術者又は監理技術者の兼任配置をしたいので、新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第１３条の規定により届出いたします。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、それぞれの監督員の指示に従うとともに、安全管理及び工程管理に万全を期します。

また、施工体制が不適当と判断された場合は、兼任配置の解除の指示に従い、異議を申し立てません。

記

兼任配置する者　氏名			営業所技術者等	該当　有　・　無
既配置工事	工事名			
	工事場所		契約金額	
	契約工期	年　月　日から　年　月　日まで		
	現場代理人		営業所技術者等	該当　有　・　無
	主任技術者 監理技術者		営業所技術者等	該当　有　・　無
	監理技術者補佐		営業所技術者等	該当　有　・　無
	連絡員		営業所技術者等	該当　有　・　無
	発注者（課）		工事監督員	
兼任対象工事	工事名			
	工事場所		契約金額	
	契約工期	年　月　日から　年　月　日まで		
	現場代理人		営業所技術者等	該当　有　・　無
	主任技術者 監理技術者		営業所技術者等	該当　有　・　無
	監理技術者補佐		営業所技術者等	該当　有　・　無
	連絡員		営業所技術者等	該当　有　・　無
	発注者（課）		工事監督員	
情報通信技術を利用した施工体制を確認する方法			現場状況を確認する情報通信機器名	

（第２面へ続く）

（第１面から）

兼任対象工事の種類　※（1）から（5）のいずれかの該当項目に印レ点を付けること。

（1）　□ 専任特例１号における兼任（要領第５条第１項第１号）①～⑦

（2）　□ 専任特例２号における兼任（要領第５条第１項第２号）①～⑦

（3）　□ 密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任（要領第５条第１項第３号）①～⑦

（4）　□ 複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任（要領第５条第１項第４号）①

（5）　□ 甲型経常建設共同企業体の場合の兼任（要領第５条第１項第５号）①～④、⑥～⑦

（密接な関係のある工事状況）

□	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる
□	施工にあたり相互に調整を要する
具体的理由	

（兼任となる他の工事の発注機関の承認欄）

上記内容について、承認します。

年　　月　　日

発注機関の長　　印

注　兼任となる他の工事の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。
この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

※　この届出書は、兼任する工事の監督員に２部提出すること。また、既工事の該当理由の証する書類を添付すること。

①　工事概要書類（契約書の写し、工事設計概要書、位置図、工程表等）

②　監理技術者等及び現場代理人の配置状況が確認できる書類（施工体制台帳・現場代理人等届出通知、コリンズ登録書の写し等）

③　監理技術者補佐を配置する場合、監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証の写し等）及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（雇用保険事業者別被保険者台帳の写し等）

④　監理技術者補佐を配置する場合、監理技術者補佐が担う業務等を記載した書類

【工事監督員使用欄】

① □ 要領で定める各要件をすべて満たしている	⑤ □ ＪＶ対象案件でない
② □ 入札公告又は指名通知で兼任不可の記載はない	⑥ □ 他発注機関が兼任を認めていない工事でない
③ □ 前年度の町発注同種工事施工成績評定６５点未満無し	⑦ □ 工事内容又は発注方法等で兼任対象外工事でない
④ □ 低入札価格調査落札案件でない	

別記様式第３号（第１３条関係）

現場代理人兼任届

年　　月　　日

新ひだか町長　　様

受注者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり現場代理人の兼任配置をしたいので、新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第１３条の規定により届出いたします。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、それぞれの監督員の指示に従うとともに、安全管理及び工程管理に万全を期します。

また、施工体制が不適当と判断された場合は、兼任配置の解除の指示に従い、異議を申し立てません。

記

現場代理人　氏名			営業所技術者等	該当　有　・　無
既配置工事	工　事　名			
	工事場所		契　約　金　額	
	契約工期	年　月　日から　年　月　日まで		
	現場代理人		営業所技術者等	該当　有　・　無
	主任技術者 監理技術者		営業所技術者等	該当　有　・　無
	連　絡　員		営業所技術者等	該当　有　・　無
	発注者（課）		工　事　監　督　員	
兼任対象工事①	工　事　名			
	工事場所		契　約　金　額	
	契約工期	年　月　日から　年　月　日まで		
	現場代理人		営業所技術者等	該当　有　・　無
	主任技術者 監理技術者		営業所技術者等	該当　有　・　無
	連　絡　員		営業所技術者等	該当　有　・　無
	発注者（課）		工　事　監　督　員	
兼任対象工事②	工　事　名			
	工事場所		契　約　金　額	
	契約工期	年　月　日から　年　月　日まで		
	現場代理人		営業所技術者等	該当　有　・　無
	主任技術者 監理技術者		営業所技術者等	該当　有　・　無
	連　絡　員		営業所技術者等	該当　有　・　無
	発注者（課）		工　事　監　督　員	

兼任対象工事の種類　※（1）から（3）のいずれかの該当項目に印レ点を付けること。

（1）　□ 常駐緩和対象工事における場合の兼任（要領第１０条第１項）①～⑨

（2）　□ 密接な関連のある工事を近接施工する場合の兼任（要領第１０条第２項）⑩

（3）　□ 複数の工事を一の工事とみなす場合の兼任（要領第１０条第２項）⑪

（第２面へ続く）

（第１面から）

（兼任となる他の工事①の発注機関の承認欄）

上記内容について、承認します。

年　　月　　日

発注機関の長　　印

注　兼任となる他の工事①の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。
　　この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

（兼任となる他の工事②の発注機関の承認欄）

上記内容について、承認します。

年　　月　　日

発注機関の長　　印

注　兼任となる他の工事②の発注機関が新ひだか町以外の場合に記入してください。
　　この届出は、上記の発注機関の承認を得てから提出してください。

※　この届出書は、兼任する工事の監督員に２部提出してください。また、既工事の該当理由の証する書類を添付すること。

①　工事概要書類
　（契約書の写し、工事設計概要書、位置図、工程表等）

②　監理技術者等及び現場代理人の配置状況が確認できる書類
　（施工体制台帳・現場代理人等届出通知、コリンズ登録書の写し等）

【工事監督員使用欄】

① □ 公共工事で兼任する工事の数が３（営業所技術者等は２）件までである	⑦ □ 兼任する工事が官公庁の発注する工事であり、兼任を認めていない工事でない
② □ 請負金額が建設業法施行令第27条第1項の金額未満	⑧ □ 低入札価格調査落札案件・ＪＶ対象案件でない
③ □ 町内の工事現場の兼任である	⑨ □ 工事内容又は発注方法等で兼任対象外工事でない
④ □ 兼任する職務が現場代理人又は主任技術者である	⑩ □ 要領第５条第１項第３号により兼任する主任技術者が現場代理人を兼ねる
⑤ □ 入札公告又は指名通知で兼任不可の記載はない	⑪ □ 要領第５条第１項第４号により兼任する主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼ねる
⑥ □ 前年度の町発注同種工事施工成績評定６５点未満無し	

別記様式第４号（第１３条関係）

専任を要する主任技術者又は監理技術者兼任に関する回答書

年　　月　　日

（受注者）　　様

新ひだか町長

　　年　　月　　日付けで届出のありました主任技術者又は監理技術者の兼任について、次のとおり回答します。

記

１　兼任の回答　　〔　兼任を認めます　・　兼任を認めません　〕

２　兼任を認める内容

氏　　名		
既配置工事	工　事　名	
	契約期間	年　月　日から　年　月　日まで
	兼任する職務	□主任技術者　□監理技術者　□現場代理人
兼任対象工事	工　事　名	
	契約期間	年　月　日から　年　月　日まで
	兼任する職務	□主任技術者　□監理技術者　□現場代理人

３　兼任を認めない理由

（○○部○○課○○係）

別記様式第５号（第１３条関係）

現場代理人兼任に関する回答書

年　　月　　日

（受注者）　　様

新ひだか町長

年　　月　　日付けで届出のありました現場代理人の兼任について、次のとおり回答します。

記

１　兼任の回答　　〔　兼任を認めます　・　兼任を認めません　〕

２　兼任を認める内容

氏　　名		
既配置工事	工　事　名	
	契約期間	年　月　日から　年　月　日まで
	兼任する職務	□主任技術者　□監理技術者　□現場代理人
兼任対象工事	工　事　名	
	契約期間	年　月　日から　年　月　日まで
	兼任する職務	□主任技術者　□監理技術者　□現場代理人

３　兼任を認めない理由

（○○部○○課○○係）

別記様式第６号（第１５条関係）

監理技術者等・現場代理人変更届

年　　月　　日

新ひだか町長　　様

受注者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり監理技術者等・現場代理人を変更しなければならない事由が生じましたので、新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第１５条の規定により届出いたします。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、監督員の指示に従うとともに、安全管理及び工程管理に万全を期します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">工　事　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　事　場　所</td><td></td><td>請　負　金　額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">契　約　期　間</td><td colspan="3">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td>氏　名</td><td></td><td>職　務</td><td>□主任技術者　□監理技術者
□監理技術者補佐　□現場代理人</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>職　務</td><td>□主任技術者　□監理技術者
□監理技術者補佐　□現場代理人</td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更後</td><td>氏　名</td><td></td><td>職　務</td><td>□主任技術者　□監理技術者
□監理技術者補佐　□現場代理人</td></tr>
<tr><td>当該工事以外に兼任している職務</td><td colspan="3">□主任技術者　□監理技術者　□現場代理人　□営業所技術者等　□無し</td></tr>
<tr><td>兼任している工事名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>職　務</td><td>□主任技術者　□監理技術者
□監理技術者補佐　□現場代理人</td></tr>
<tr><td>当該工事以外に兼任している職務</td><td colspan="3">□主任技術者　□監理技術者　□現場代理人　□営業所技術者等　□無し</td></tr>
<tr><td>兼任している工事名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　予　定　日</td><td colspan="3">年　月　日から</td></tr>
</table>

（第２面へ続く）

（第１面から）

変更事由	① □ 工事１件の請負金額が、設計変更等による変更契約により増額され、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額以上となったことから、専任の主任技術者として配置する必要が生じたため(要領第 14 条第１項)
	② □ 工事１件の下請金額の合計が建設業法施行令第２条に規定する金額以上となったことから、専任の監理技術者として配置する必要が生じたため(要領第 14 条第２項)
	③ □ 工事１件の請負金額が、設計変更等による契約変更により増額され、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額以上となったことから、工事ごとに現場代理人を常駐する必要が生じたため(要領第 14 条第３項)
	④ 以下のやむを得ない理由により変更する必要が生じたため（要領第 14 条第４項） □ 受注者の責めによらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長したため □ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤その他の電機品等の工場製作を含む工事において、工場製作から現地施工へ移行するため □ 一つの契約工期が多年に及ぶため □ 監理技術者等又は現場代理人が、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職その他これらに準ずる事由により、職務の継続が困難となったため □ その他 【確認】 ・ 交代の時期は工程上一定の区切りと認められること ・ 交代前後における技術者の資格及び技術力が同等以上に確保されること ・ 工事の持続性及び品質が確保されること 等 （理由の詳細）

※ 必要に応じて、新たな技術者及び現場代理人の資格者証の写し・経歴書等を添付すること。

別記様式第７号（第１５条関係）

監理技術者等・現場代理人の変更に関する回答書

年　　月　　日

（受注者）　　様

新ひだか町長

　　年　　月　　日付けで届出のありました監理技術者等・現場代理人の変更について、次のとおり回答します。

記

１　変更の回答　　〔　変更を認めます　・　変更を認めません　〕

２　変更を認める内容

工　事　名		
契約期間	年　月　日から　　年　月　日まで	
変更前	氏　　名	
	職　　務	□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐　□現場代理人
	氏　　名	
	職　　務	□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐　□現場代理人
変更後	氏　　名	
	職　　務	□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐　□現場代理人
	職務期間	年　月　日から　　年　月　日まで
	氏　　名	
	職　　務	□主任技術者　□監理技術者　□監理技術者補佐　□現場代理人
	職務期間	年　月　日から　　年　月　日まで

３　変更を認めない理由

（○○部○○課○○係）

別記様式第８号（第１６条関係）

主任技術者・監理技術者・現場代理人の兼任に関する取消通知書

年　　月　　日

（受注者）　　様

新ひだか町長

年　　月　　日付けで通知しました主任技術者、監理技術者又は現場代理人の兼任について、新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領第１６条の規定により、下記のとおり取り消しますので、通知します。

なお、兼任を取り消される工事については、取消日前に主任技術者、監理技術者又は現場代理人の変更手続きをしてください。

記

１　兼任を取消しする内容

工事名			
工事場所		請負金額	
契約工期	年　月　日から　年　月　日まで		
氏名		職務	□主任技術者　□監理技術者 □現場代理人
取消日	年　月　日		

２　兼任を取消しする理由

□ 受注者が主任技術者、監理技術者又は現場代理人を兼任させることにより、工事現場の運営、施工、管理等に不都合が生じたため

□ 受注者がこの要領又は関係法令等の規定に違反していると認められるため

□ 受注者が虚偽の届出により承認を得たと認められるため

□ 主任技術者又は監理技術者が特別の理由もなく、工事施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者に対する技術上の指導監督の職務を行っていないため

□ 現場代理人が特別の理由もなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していないため

□ 前各号に掲げるもののほか、兼任を継続することが適当でないと町長が特に認めるため

特記事項	

（○○部○○課○○係）